



町営住宅入居者を募集します

■受付期間

8月6日(水)～8月14日(木)
午前8時30分～午後5時
(土・日を除く)

■公開抽選会

9月2日(火) 午前9時～

■抽選会場

建設課前会議室(別館2階)

■入居時期

10月上旬頃

■建設課 管理係 ☎(232)2115

■申込資格(次の全てを満たす人)

- 1 町内に住民票または勤務先がある人
- 2 市町村税などの滞納がない人
- 3 同居しようとする親族がいる人
(1人では入居できません)
- 4 世帯の収入が収入基準(左上表)内であること
- 5 現に住宅に困窮していることが明らかであること
- 6 世帯に暴力団員がいないこと

■収入基準

	原則階層	裁量階層(※)
月額所得	158,000円以下	214,000円以下

※裁量階層…身体障がい者や小学校未就学児がいる場合、全員が60歳以上の場合など

○収入の算出方法

収入(月額) = (入居しようとする世帯全員の年間総所得金額 - 控除額) ÷ 12カ月

○控除額

種類	控除額
同居者控除	38万円
(非同居者)扶養控除	38万円
老人扶養控除	10万円
特定扶養親族控除	25万円
一般障害者控除	27万円
特別障害者控除	40万円
寡婦・寡夫控除	27万円以内

■必要書類

- 1 町営住宅入居申込書
(建設課にあります)
- 2 住民票謄本
(入居予定者全員分の本籍、続柄記載)
- 3 平成26年度市町村県民税(所得・課税)証明書(入居予定者全員分の所得が分かる書類)
- 4 滞納のない証明書
(入居予定者で課税対象者全員分の)
- 5 その他証明書
(婚姻証明書、障害者手帳などの写し)

■申込方法

必要書類などをそろえて、建設課管理係へ直接提出してください(武蔵ヶ丘支所では申し込みできません)。

■入居決定後の手続き

入居決定後、原則として10日以内(町が指定する日まで)に、次の手続きをしてください。

- 1 敷金(家賃3カ月分相当額)の納付
- 2 町が適当と認める連帯保証人1人が連署した請書(契約書)などの提出

※正当な理由がなく、期間内に入居の手続きをしない場合、入居決定は取り消します。

※申し込みは1世帯1戸限りです。

■募集する町営住宅

住宅名	部屋番号	所在地	間取	面積(m ²)	月額家賃(円)	建設年度	構造	学校区
中代	14-2	久保田829番地	4DK	54.1	9,000～17,700	S56	簡易耐火平屋建	菊陽中部小学校 菊陽中学校
中代	24-1	久保田829番地	4DK	54.1	10,300～20,200	S61	簡易耐火平屋建	菊陽中部小学校 菊陽中学校
原水	E-101(1階)	原水2137番地	3LDK	75.0	28,100～55,100	H20	耐火構造2階建	菊陽北小学校 菊陽中学校
光	7棟102(1階)	原水846番地	3DK	72.2	27,300～53,600	H24	木造2階建	菊陽北小学校 菊陽中学校



雨水浸透枡・雨水タンクの設置費用の一部を補助します

■環境生活課 環境係 ☎(232)2114

都市型水害の軽減と地下水のかん養による生活環境保全のため、雨水浸透枡の設置費補助を行っています。上水道の節水を図り水道水の水源である地下水量を保全するため、雨水タンクの設置費補助を行っています。

■雨水浸透枡設置費を補助します

■交付対象者

- ・ 町内の住宅などに雨水浸透枡を設置する土地の所有者か使用者
- ・ 補助要件に適合する雨水浸透枡が設置された新築住宅を購入した住宅購入者

■補助額

1基当たり16,000円
(上限4基64,000円)

■構造など補助要件

- ・ 雨どいからの接続とすること(雨水以外の流入があれば補助対象外)
- ・ 雨水浸透枡標準布設構造図に適合すること(標準布設構造図以上の機能があるものを含む)

■注意事項

交付を受けるには設置前に(雨水浸透枡が設置された新築住宅を購入した住宅購入者は購入後すぐに)申請手続きが必要です。補助金の交付は予算の範囲内で行います。

■雨水タンク設置費を補助します

■交付対象者

- ・ 町内に住宅用家屋を所有し、居住する一定の要件に当てはまる人

■交付対象の雨水タンク

- ・ 有効貯水量が50ℓ以上のもの
- ・ おおむね5年間以上の使用に耐えられる構造と材質のもの
- ・ 散水などを行う機能があるもの
- ・ 未使用であること
- ・ 当該年度内に購入した雨水タンクであること

■住宅用家屋1棟につき1基まで

■補助額

- ・ 有効貯水量200ℓ未満
(上限)24,000円
- ・ 有効貯水量200ℓ以上
(上限)35,000円

※購入額の2分の1の額が右の金額に満たない場合、その額から千円未満の端数を切り捨てた額になります。詳しくはお問い合わせください。

みんなで熊本の地下水を守りましょう



1日にどの位の水を使っていますか。熊本に住む私たちは「蛇口をひねればミネラルウォーター」といわれるほど豊かな地下水に恵まれ、水のありがたさをつい忘れがちです。しかし近年は井戸の地下水位低下や湧水の減少など、将来の地下水の存続が危ぶまれています。

7月と8月は水の使用量が増加します

私たちが将来にわたり地下水の恩恵を受けていくためには豊かな水の恵みに感謝し、水を大切に使うことが必要です。そのため熊本地域(熊本県と菊陽町を含む県内11市町村)では、水の使用量が増加する7月と8月を「地下水保全強化期間」と定め、節水などの地下水保全運動を行っています。



←節水ステッカーを環境生活課で配布しています(数量限定)

地下水を守るために節水を心掛けましょう

みんなにできる小さな一歩として、次のような節水に取り組んでみましょう。

■コップを使って歯磨き

1分間水を流しっぱなしで歯磨きをすれば約6ℓの水を使いますが、コップを使えば1人3杯でも約0.6ℓで済みます(1回当たり：約5.4ℓの節水)。

■食器洗いはため洗いで

流し洗いでは1日約120ℓの水を使いますが、ため洗いでは約37ℓです(1日当たり：約83ℓの節水)。

■シャワーの開け閉めは小まめに

1分間流しっぱなしにすると約12ℓの水が流れます。小まめに開け閉めして、使用中に3分間シャワーを止めれば1回につき約36ℓの水が節約できます(シャワー1回当たり：約36ℓの節水)。

■問い合わせ 環境生活課 環境係 ☎(232) 2114